入　札　説　明　書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）、愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年愛媛県規則第69号。以下「特例規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　入札に付する事項

別記１のとおり。

２　入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和８～10年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　原則として過去２年間において国及び地方公共団体等への本件入札案件と同程度以上の納入実績を有する等、適正かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

（３）　別記６に掲げる提出期限の日から開札の日において、知事が行う入札の参加資格を停止されていない者であること。

３　入札及び開札

（１）　入札参加者又はその代理人は、仕様書、入札説明書、別添契約書（案）、会計規則、特例規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、疑義がある場合は、別記３に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、これらについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（２）　入札参加者又はその代理人は、入札書を直接提出しなければならない。郵便その他の方法による入札は認めない。

（３）　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

（４）　入札の日時及び場所は、別記２のとおり。

（５）　入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。

ア　借入物品名

イ　入札金額

ウ　入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ　代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

（６）　入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

（７）　入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

（８）　入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

（９）　入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（10）　入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。

（11）　入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に

執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(12)　入札金額は、当該賃貸借に要する一切の諸経費を含め、１月当たりの借入金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(13)　入札参加者又はその代理人は、別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

(14)　入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

(15)　開札は即時開札とする。

(16)　開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(17)　入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(16)の立会職員以外の者は入場することができない。

(18)　入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては入札会場に入場することができない。

(19)　入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に本件調達に係る入札についての参加資格審査結果通知書の写しを提出し、代理人にあっては、入札権限に関する委任状を提出しなければならない。

(20)　入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。

(21)　入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

(22)　入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。

(23)　予定価格の制限内での入札がないときは、３回を限度として入札をするものとする。３回の入札をするもさらに落札者がないときは、２回を限度として見積に移行するものとする。

4　入札保証金

会計規則第 135 条から第 137 条までの規定による。

5　無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

（１）　公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書

（２）　借入物品名及び入札金額のない入札書

（３）　入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書

（４）　代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）

（５）　借入物品等の名称に重大な誤りのある入札書

（６）　入札金額の記載が不明確な入札書

（７）　入札金額の記載を訂正した入札書

（８） 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出した入札書

（９） 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書

(10) その他、入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

（１） 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

（２） 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

（３） （２）の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

（４） 本件に関する契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。

（５） 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に入札会場にて告知するものとする。

（６） 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

8 契約書の作成

（１） 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。

（２） 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに電子メールにて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること（提出先は kodomo-ryoiku@pref.ehime.lg.jp）。

（３） 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から５日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。

（４） 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（５） 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

10 入札者に求められる義務

（１） 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

（２） 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた借入物品等に係る技術仕様等について、指定する期日までに入札に参加する者の負担において完全な説明をしなければならない。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目４番地２

電話 089-912-2770

12 その他必要な事項

（１）　入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

（２）　本件調達に関しての照会先は、別記３のとおり。